



一 般 廃 棄 物 処 理 業 許 可 証

3み令環第1463号

住 所 豊田市御船町山ノ神56番地119
氏 名 株式会社ワコー商事
代表取締役 山 本 元 和

令和4年2月8日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の規定により、次のとおり許可する。

令和4年3月15日

みよし市長 小 山 裕



許 可 事 業 種 別	一般廃棄物処理業 (収集及び運搬業)
廃 棄 物 の 種 別	事業系一般廃棄物
許 可 期 限	令和4年4月1日～令和6年3月31日
許 可 条 件	<ol style="list-style-type: none">1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、施行令、施行規則を遵守すること。2 本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、規則その他市の指示に従うこと。3 法律等が改正された場合、若しくは市長が必要と認めたときは許可を取り消し、条件を変更し、又は別に定める指示をすることがある。4 収集対象は、みよし市内事業所から出る一般廃棄物に限る。5 処分の方法は、尾三衛生組合東郷美化センター (東郷町内) へ搬入するものとする。6 上記5以外の方法において処分をしようとするときは、市と協議の上、市の指示に従うこと。